

福岡県医発第 1497 号（地）
令和 4 年 8 月 30 日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項
及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」の一部改正について

今般、標記について厚生労働省より日本医師会を通じて別紙のとおり周知依頼がありました。

本件は、令和 4 年 8 月 25 日付福岡県医発第 1447 号（地）にてご連絡した、「医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準」のサル痘に関する一部改正を踏まえ、サル痘の発生届出の様式についても、別添のとおり改正し、令和 4 年 8 月 19 日から適用するものです。

別記様式 4-13「サル痘発生届」の「11症状」及び「12診断方法」が改正されております。

つきましては、貴会におかれましても本件につきましてご了知いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 橋本朋也
会長 島田昇二郎

日医発第 957 号（健Ⅱ）

令和 4 年 8 月 19 日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

釜 范 敏

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について」の一部改正について

今般、厚生労働省より各都道府県等宛標記の標記の通知がなされ、本会に対しても周知方依頼がありました。

本通知は、令和 4 年 8 月 12 日付日医発第 916 号（健Ⅱ）をもって貴会宛にご連絡した、「医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準」のサル痘に関する一部改正を踏まえ、サル痘の発生届出の様式についても、別添のとおり改正し、令和 4 年 8 月 19 日から適用するものです。

別記様式 4－13「サル痘発生届」の「11 症状」及び「12 診断方法」が改正されております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び関係医療機関に対する周知方について、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

事 務 連 絡
令和4年8月19日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」の一部改正について

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」（平成18年3月8日付け健感発第0308001号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。以下「届出通知」という。）において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等をお示ししているところです。

サル痘については、サル痘に係る現時点の知見等に鑑み、「「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」の一部改正について」（令和4年8月10日付け厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）において、届出通知の別紙「医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届ける基準」の一部改正について、情報提供したところです。

今般、サル痘の発生届出の様式についても、一部を改正し別添のとおり、都道府県等宛て通知しておりますので、情報提供いたします。

つきましては、別添の内容について貴会会員にご周知いただきますようお願いいたします。

健感発 0819 第 1 号
令和 4 年 8 月 19 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
(公 印 省 略)

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項
及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について」の一部改正について

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について」（平成 18 年 3 月 8 日付け健感発第 0308001 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。以下「届出通知」という。）において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出（以下「発生届出」という。）の基準等をお示ししているところです。

サル痘については、サル痘に係る現時点の知見等に鑑み、「「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について」の一部改正について」（令和 4 年 8 月 10 日付け健感発 0810 第 8 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。以下「改正通知」という。）において、届出通知の別紙「医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準」の一部を改正したところです。

今般、サル痘の発生届出の様式についても、別添のとおり改正し、本日から適用することといたしました。

当該改正の概要等については、下記のとおりですので、御了知いただくとともに、貴管内市町村、関係機関等へ周知いただき、その実施に遺漏なきようお願いいたします。

記

1 改正概要

改正通知における「（2）臨床的特徴」及び「（3）届出基準」における「検査方法」の改正内容を踏まえ、届出通知別紙様式 4－1 3 「サル痘発生届」の「11 症状」及び「12 診断方法」の改正を行う。

2 適用日

本日より適用する。

(別添)

新旧対照表

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」

改正後	現行
(別紙) 医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準 第1～第8 (略) 別記様式1～別記様式4－12 (略) 別記様式4－13	(別紙) 医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準 第1～第8 (略) 別記様式1～別記様式4－12 (略) 別記様式4－13

サ ル 痘 発 生 届

都道府県知事（保健所設置市長・特別区長） 殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定により、以下のとおり届け出る。

報告年月日 令和 年 月 日

医師の氏名
従事する病院・診療所の名称
上記病院・診療所の所在地(※)
電話番号(※) () —

(※病院・診療所に従事していない医師にあっては、その住所・電話番号を記載)

1 診断（検案）した者（死体）の類型					
・患者（確定例） ・無症状病原体保有者 ・感染症死亡者の死体 ・感染症死亡疑い者の死体					
2 当該者氏名	3 性別	4 生年月日	5 診断時の年齢(①歳は月齢)	6 当該者職業	
	男・女	年 月 日	歳 (か月)		
7 当該者住所					
電話 () —					
8 当該者所在地					
電話 () —					
9 保護者氏名	10 保護者住所	(9、10は患者が未成年の場合のみ記入)			
		電話 () —			

11 症 状	・発疹 ・発熱 ・筋内痛 ・関節痛 ・倦怠感 ・その他 () ・なし	・その他の皮膚粘膜病変 ・頭痛 ・背部痛 ・肛門直腸痛 ・リンパ節腫脹	18 感染原因・感染経路・感染地域
	①感染原因・感染経路 (確定・推定) 1 接触感染(接触した人・物の種類・状況:) 2 動物・蚊・昆虫等からの感染(動物・蚊・昆虫等の種類・状況:) 3 その他 () ②感染地域 (確定 ・ 推定) 1 日本国内 (都道府県 市区町村) 2 国外 (国 詳細地域)		
12 診断方法	・分離・同定による病原体の検出 検体 () ・病原体の特異抗原の検出 検体 () ・検体から直接の核酸増幅法による病原体遺伝子の検出 検体 () ・その他の方法 () 検体 () 結果 ()		
	19 その他感染症のまん延の防止及び当該者の医療のために医師が必要と認める事項		
13 初診年月日	令和 年 月 日		
14 診断（検案(※)）年月日	令和 年 月 日		
15 感染したと推定される年月日	令和 年 月 日		
16 発病年月日（*）	令和 年 月 日		
17 死亡年月日（※）	令和 年 月 日		

(1、3、11、12、18欄は該当する番号等を○で囲み、4、5、13から17欄は年齢、年月日を記入すること。
(※)欄は、死亡者を検案した場合のみ記入すること。(*)欄は、患者（確定例）を診断した場合のみ記入すること。
11、12欄は、該当するものすべてを記載すること。)

この届出は診断後直ちに
行ってください

サ ル 痘 発 生 届

都道府県知事（保健所設置市長・特別区長） 殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定により、以下のとおり届け出る。

報告年月日 令和 年 月 日

医師の氏名
従事する病院・診療所の名称
上記病院・診療所の所在地(※)
電話番号(※) () —

(※病院・診療所に従事していない医師にあっては、その住所・電話番号を記載)

1 診断（検案）した者（死体）の類型					
・患者（確定例） ・無症状病原体保有者 ・感染症死亡者の死体 ・感染症死亡疑い者の死体					
2 当該者氏名	3 性別	4 生年月日	5 診断時の年齢(①歳は月齢)	6 当該者職業	
	男・女	年 月 日	歳 (か月)		
7 当該者住所					
電話 () —					
8 当該者所在地					
電話 () —					
9 保護者氏名	10 保護者住所	(9、10は患者が未成年の場合のみ記入)			
		電話 () —			

11 症 状	・発熱 ・発疹 ・筋骨痛 ・関節痛 ・その他 () ・なし	・頭痛 ・発疹 ・リンパ節腫脹	18 感染原因・感染経路・感染地域
	①感染原因・感染経路 (確定・推定) 1 接触感染(接触した人・物の種類・状況:) 2 動物・蚊・昆虫等からの感染(動物・蚊・昆虫等の種類・状況:) 3 その他 () ②感染地域 (確定 ・ 推定) 1 日本国内 (都道府県 市区町村) 2 国外 (国 詳細地域)		
12 診断方法	・分離・同定による病原体の検出 検体 () ・電子顕微鏡での観察による病原体の検出(確定例からの二次感染、又は感染動物からの感染が強く疑われる場合に限る) 検体 () ・蛍光抗体法による病原体抗原の検出 検体 () ・検体から直接のPCR法による病原体遺伝子の検出 検体 () ・その他の方法 () 検体 () 結果 ()		
	19 その他感染症のまん延の防止及び当該者の医療のために医師が必要と認める事項		
13 初診年月日	令和 年 月 日		
14 診断（検案(※)）年月日	令和 年 月 日		
15 感染したと推定される年月日	令和 年 月 日		
16 発病年月日（*）	令和 年 月 日		
17 死亡年月日（※）	令和 年 月 日		

(1、3、11、12、18欄は該当する番号等を○で囲み、4、5、13から17欄は年齢、年月日を記入すること。
(※)欄は、死亡者を検案した場合のみ記入すること。(*)欄は、患者（確定例）を診断した場合のみ記入すること。
11、12欄は、該当するものすべてを記載すること。)

この届出は診断後直ちに
行ってください

サ ル 痘 発 生 届

都道府県知事（保健所設置市長・特別区長） 殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項（同条第 6 項において準用する場合を含む。）の規定により、以下のとおり届け出る。

報告年月日 令和 年 月 日

医師の氏名

従事する病院・診療所の名称

上記病院・診療所の所在地（※）

電話番号（※）

（※病院・診療所に従事していない医師にあっては、その住所・電話番号を記載）

1 診断（検案）した者（死体）の類型				
・患者（確定例） ・無症状病原体保有者 ・感染症死亡者の死体 ・感染症死亡疑い者の死体				
2 当該者氏名	3 性別 男・女	4 生年月日 年 月 日	5 診断時の年齢（0歳は月齢） 歳（ か月）	6 当該者職業
7 当該者住所 電話（ ） —				
8 当該者所在地 電話（ ） —				
9 保護者氏名	10 保護者住所 （9、10は患者が未成年の場合のみ記入） 電話（ ） —			

11 症 状	・発疹 ・発熱 ・筋肉痛 ・咽頭痛 ・倦怠感 ・その他（ ） ・なし	・その他の皮膚粘膜病変 ・頭痛 ・背部痛 ・肛門直腸痛 ・リンパ節腫脹	18 感染原因・感染経路・感染地域
	12 診 断 方 法	・分離・同定による病原体の検出 検体（ ） ・病原体の特異抗原の検出 検体（ ） ・検体から直接の核酸増幅法による病原体遺伝子の検出 検体（ ） ・その他の方法（ ） 検体（ ） 結果（ ）	①感染原因・感染経路（ 確定・推定 ） 1 接触感染（接触した人・物の種類・状況： ） 2 動物・蚊・昆虫等からの感染（動物・蚊・昆虫等の種類・状況： ） 3 その他（ ） ②感染地域（ 確定 ・ 推定 ） 1 日本国内（ 都道府県 市区町村） 2 国外（ 国 詳細地域 ）
13 初診年月日 令和 年 月 日 14 診断（検案（※））年月日 令和 年 月 日 15 感染したと推定される年月日 令和 年 月 日 16 発病年月日（*） 令和 年 月 日 17 死亡年月日（※） 令和 年 月 日			19 その他感染症のまん延の防止及び当該者の医療のために医師が必要と認める事項

この届出は診断後直ちに行ってください

（1, 3, 11, 12, 18 欄は該当する番号等を○で囲み、4, 5, 13 から 17 欄は年齢、年月日を記入すること。
 （※）欄は、死亡者を検案した場合のみ記入すること。（*）欄は、患者（確定例）を診断した場合のみ記入すること。
 11, 12 欄は、該当するものすべてを記載すること。）